

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA会社B所に採用され、主として造機建設技術職として勤務してきた。平成〇年〇月にはC県D市E区所在のF会社（以下「会社」という。）に出向となり、社宅の清掃業務に従事していた。

請求人は、平成〇年からは寮の清掃にも携わるようになり、平成〇年〇月の会社の健康診断において、肺の影を指摘され、同年〇月〇日にG病院に受診したところ「気管支喘息・肺炎」との診断を受けた。その後、同年〇月〇日に同病院で実施された検査の結果、ハウスダスト、ダニ、ゴキブリなどに対するアレルギー検査が陽性となり、傷病名「慢性咳嗽（アトピー咳嗽（がいそう）の疑い）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務により発症したものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した本件疾病について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「8週間以上続く咳にて『慢性咳嗽(がいそう)』であり、治療的診断(アレグラ=抗ヒスタミン剤使用で症状改善)にて『アトピー咳嗽』と診断した。」旨述べており、また、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の場合、咳嗽症状は完全には消失していないが、(ヒスタミンH1拮抗薬が)著効しており、アトピー咳嗽と診断して妥当であると考えられる。」と述べているところ、当審査会としても、請求人の症状の経緯に鑑みると、「慢性咳嗽(アトピー咳嗽)」であるとする審査官の結論は妥当であると判断する。

(2) 請求人は、会社の清掃業務が原因で、本件疾病を発症した旨主張しているもので、検討すると、以下のとおりである。

請求人の場合、アレルゲン検査でハウスダスト、ダニ、ゴキブリ、ユスリカ(成虫)、ガに対する反応が陽性となっていることが認められている。I医師は、上記意見書において、要旨、「ハウスダスト等の成分は、通常の一般環境にも普遍的に存在するものであるので、当該業務に従事する以前から陽性であった可能性も十分考えられる。作業内容から、(アレルゲンに)接触する機会が業務に従事する前より増えている可能性は考えられるので、症状の増悪に関与したり、今回の業務の間にアレルギー反応が陽性になった可能性は否定できないが、それは請求人がアトピー素因を有しているということであって、直接本件疾病の発症に結びつくわけではない。従って請求人の業務が本件疾病の原因になった

とはいえ、業務との間に相当因果関係を認めるのは困難である。」との意見を述べている。

当審査会としても、請求人の血液検査で陽性反応が出ているハウスダスト等のアレルゲンは日常生活上身の回りに常在しているものであり、アトピー性疾患患者全般における陽性反応率がかなり高いことや、請求人が当該アレルゲンに対して陽性になった時期が不明であることなどに鑑みると、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないとした審査官の結論は妥当であると判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。